

# こんにちは ハローワーク

令和5年12月1日発行

12 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1 TEL 0228-22-2531

## ハローワークからのお知らせ

人手不足への対応が急務となる中で、パート労働者が「年収の壁※」を意識せず働くことができる環境づくりへの支援策の一部として、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が令和5年10月から新設されました。(詳細は2～3ページをご覧ください。)

ご不明な場合は、宮城労働局助成金センター(☎022-299-8063)あてに問い合わせ願います。

※年収の壁・・・パート労働者の収入が一定額を超えると、税金や社会保険料の負担が生じて手取りが減ります。この金額を「年収の壁」と呼びます。

## 労働市場の動き(10月内容)

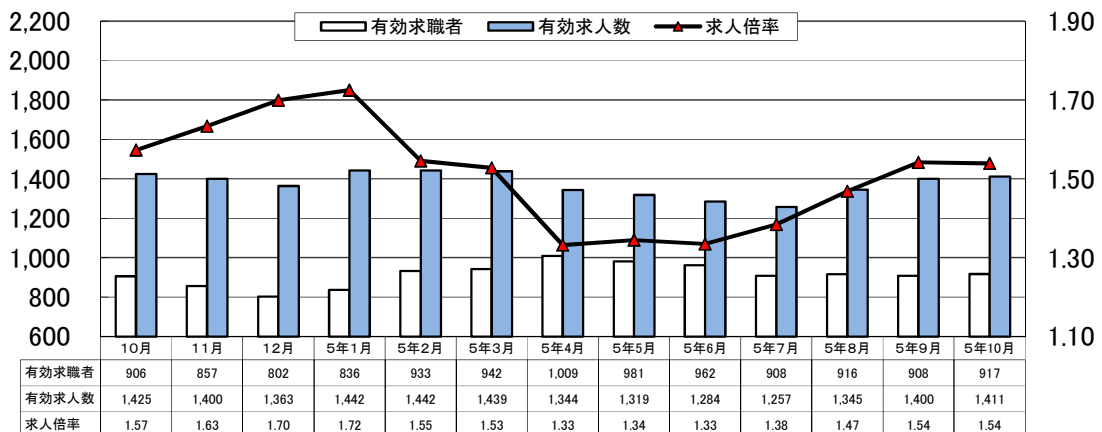
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆10月の有効求人倍率は1.54倍

◆月間有効求人数は1,411人、月間有効求職者数は917人

- ・新規求人数は488人と、前月に比べ3.1%の増加となり、前年同月比では1.1%の減少となりました。
- ・新規求人の主な産業別でみると前年同月比で運輸業が240.0%、卸売・小売業が212.5%、建設業が110.0%、宿泊業・飲食サービス業が66.7%、医療・福祉が2.4%増加した一方で、製造業が40.8%、サービス業が19.0%減少しました。
- ・新規求職申込件数は205人と、前月に比べ4.5%増加し、前年同月比では0.5%減少しました。
- ・このため、10月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,411人に対し、月間有効求職者数917人で、有効求人倍率は、1.54倍となり、前年同月を0.03ポイント下回りました。



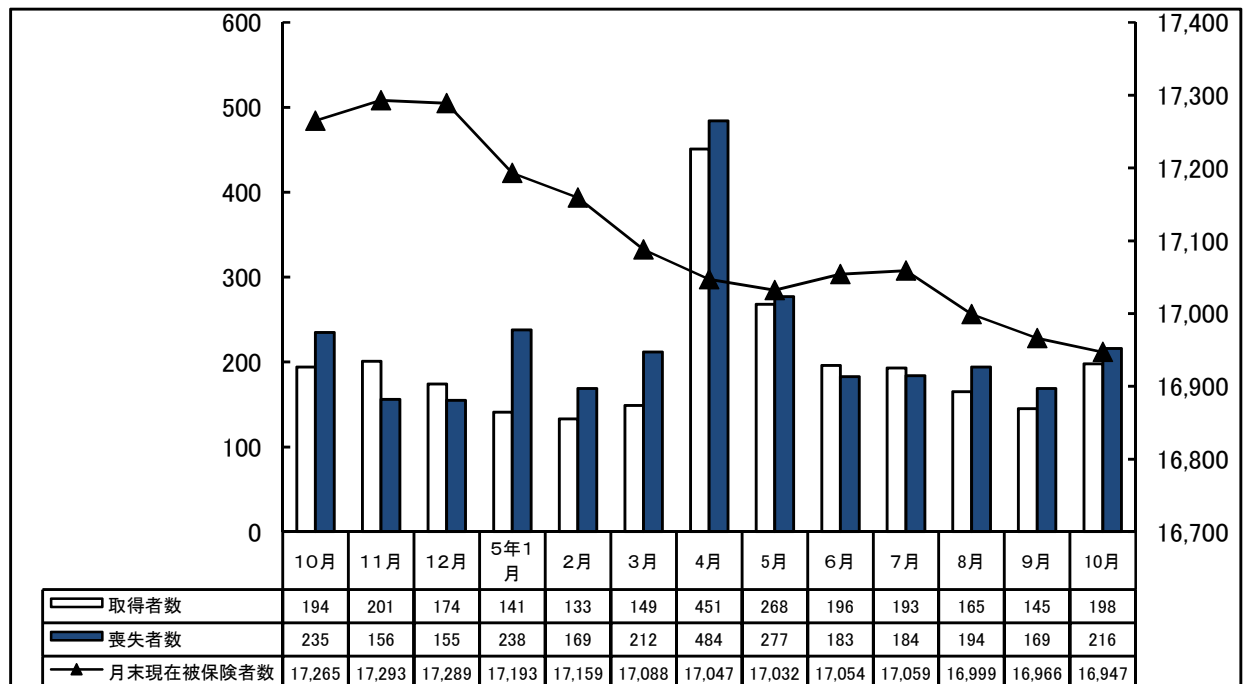


# 雇用の動き(10月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	205	4.6	▲ 0.5
	うち45歳以上	108	▲ 9.2	▲ 0.9
	有効求職者数	917	1.0	1.2
	うち45歳以上	521	1.0	2.4
求人関係	新規求人数	488	3.2	▲ 1.0
	うち常用	461	3.1	2.4
	有効求人数	1,411	0.8	▲ 1.0
	うち常用	1,349	0.7	0.3
紹介関係	紹介件数	187	▲ 5.1	6.9
	うち常用	170	▲ 8.6	2.4
就職関係	就職件数	88	7.3	15.8
	うち常用	83	9.2	18.6

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	198	36.6	2.1
	資格喪失者数	216	27.8	▲ 8.1
	月末現在被保険者数	16,947	▲ 0.1	▲ 1.8



年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の  
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「バゆうちゃん」

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	<b>1年目</b> <b>20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	<b>2年目</b> <b>20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額	<b>3年目</b> <b>10万円</b>

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険加入	★														
手当の支給等(6か月分)															
支給申請期間(2か月間)															
キャリアアップ計画書															

第1期支給対象期  
 第2期支給対象期  
★ 給与・手当の支給

- (※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。
- (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※<sup>1</sup>を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※<sup>2</sup>ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※<sup>3</sup>等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長  
メニュー

(1)(2)の  
併用メニュー

(1)手当等支給  
メニュー

本助成金の  
支給要件には  
該当しません。

- ※<sup>1</sup> 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。
- ※<sup>2</sup> 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※<sup>3</sup> 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP

